

武蔵野市福祉公社事業比較表

支援側面の区分	財産管理とそれに付随する事務処理支援面		身上配慮・アドボカシー支援面
事業名	地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)	権利擁護事業	有償在宅福祉サービス事業
制度根拠	社会福祉法2条、81条	権利擁護事業実施規則	家事援助等給付事業実施規則
実施主体	東京都社会福祉協議会に委託を受けた区市町村社会福祉協議会等の団体 (武蔵野市は福祉公社が基幹事業所)	武蔵野市福祉公社	武蔵野市福祉公社
目的	認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等のうち判断能力が不十分な方の自立支援	自立生活支援、権利擁護、福祉サービス利用支援	サービス利用者の身上配慮、日常生活の支援、尊厳の確保
対象者	・判断能力が不十分な方(認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等であって、日常生活に必要なサービス利用の情報入手、理解、判断、意思表示を適切に行うのが困難な方) ・本事業の契約について判断し得る能力のある方	生活不安を感じている高齢者、身体障害者及び判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい認知症高齢者、知的障害者、精神障害者	高齢者、心身障害者
利用者との法的関係	福祉サービス利用援助契約	金銭管理サービス及び財産保管サービス等に関する委任契約	家事援助等給付契約
サービス内容	①福祉サービスの利用援助 ②日常的な金銭管理 ③書類等の預かり ④日常生活上の消費契約、行政手続き援助	①相談・調整 ②福祉サービス利用援助 ③金銭管理サービス ④財産保管サービス ⑤成年後見制度利用援助	①基本サービス事実上の成年後見における身上配慮、親族機能の代行等利用者の包括的生活支援、葬儀、納骨、没後の事務処理 ②住民参加型家事援助・介助サービス
運営体制	武蔵野市福祉公社在宅サービス課後見係	武蔵野市福祉公社在宅サービス課後見係	武蔵野市福祉公社在宅サービス課後見係
第三者機関	①契約締結審査会 ②福祉サービス運営適正委員会	運営監視委員会	特になし
人員配置	①専門員 ②生活支援員	①専門員、ソーシャルワーカー ②生活支援員	①ソーシャルワーカー(社会福祉士等) ②看護師
利用料	①福祉サービスの利用援助 ②日常的な金銭管理サービス 1回1時間まで1,000円、通帳を事業者が保管の場合は、1回1時間につき2,500円(1時間を越えた場合は、30分ごとに500円を加算)。 ③書類等預かりサービス 1ヶ月1,000円。	月額7,000円 (援助回数が、週に1回を越えた分は1回につき500円加算) *有償在宅福祉サービス利用者については、月額7,000円を免除している。	月額10,000円 緊急対応、通院・通所・入所介助付添等を含むあらゆる援助を包含